

認定プログラムの遅刻・早退等の取扱いについて

認定プログラムに対し、「遅刻」「早退」「中抜け」(対面講習・オンライン講習とも)により、全時間受講者とは受講時間が異なる場合は、以下の対応をお願いします。

※オンライン講習は「接続不備による部分受講」が対象

(受講者側のカメラ不具合(受講確認は主催側でしている)は P4 へ)

主催者様の意向によって、A、B、C の通り、ユニット付与の取扱いが変わります。

A 全時間受講者とは区別し、同等のユニット数ではなく、「ユニット減」をして付与したい

→P1 下部へ

B できるだけ、ユニットは付与したい

→P2 へ

C 部分受講者にはユニット登録は付与しない

→主催者から受講者に「未受講時間があるため、ユニット付与はできない」旨、説明をしてください。

CPDS 用の受講証明書は発行しないでください。

A 全時間受講者とは区別し、同等のユニット数ではなく、「ユニット減」をして付与したい

受講できなかった時間(以下、未受講時間)を除いた対象時間からユニット換算 (1 分でも未受講あれば、全時間受講と同一ユニットにしない)

・未受講時間を除いて、対象時間算出。(ユニット減)

→ 部分受講者として「受講証明書発行」して可 (代行認定の場合、代行は不可)

※受講証明書記載内容 : 受講者氏名と実際の受講時間を必須で記載してください。

認定プログラム番号、ユニット数の記載はしない(ブランクのまま)。

◆未受講時間を除いてユニット換算した結果、全時間受講と同じユニット数になっても、全時間受講者とみなさない場合は、上記と同様、部分受講者として「受講証明書発行」をしてください。

※受講証明書には、任意の付与するユニット数を記入してください。

・未受講時間を除くと受講時間が 30 分未満になる

→ ユニット換算できないため、「ユニット付与はできない」旨受講者に説明してください。

B できるだけ、ユニットは付与したい場合

未受講時間を除いた対象時間からユニット換算が原則ですが、『未受講時間が認定プログラムの対象時間の1割、または15分(CPDS規定)』のどちらか、少ない時間を超えているか否かで対応が異なります。

・全時間受講 となった場合

→ 認定プログラムの受講として、申請履歴区分通り、「受講証明書発行」「代行申請(オンライン含む)」対応をしてください。

※オンライン(3 ユニット以上)の場合、受講エビデンス資料として、遅刻(入室直後)、早退(退出直前)の、受講確認ができるスクリーンショットが必要。

・部分受講 となった場合

→ 受講証明書発行・代行申請(オンライン含む)問わず、「受講証明書発行」をしてください。

1. 受講者氏名・実際の受講時間を印字、プログラム番号、ユニット数の記載はなしで発行してください。
2. 主催者の代行申請(オンライン含む)は不可、受講者からの申請をしていただきます。
3. オンラインの場合、遅刻(入室直後)、早退(退出直前)のスクリーンショットを保存してください。

部分受講者のスクリーンショットは、認定プログラムの全時間受講者のスクリーンショットとともにご提示ください。

部分受講者のスクリーンショットの確認ができない場合、受講者からの申請があっても、部分受講者としての審査ができません。(ユニット登録ができません)

・未受講時間を除くと受講時間が30分未満になる → ユニット換算できないため、「ユニット付与はできない」旨受講者に説明してください。

● 認定プログラムの対象時間が正数(分なし)の場合 : 30分が判断基準になる

	対象時間	1割		規定(15分)	未受講時間	受講時間	結果
例 ①	4時間 (240分) (4ユニット)				～30分	3時間30分以上	未受講時間を除いても ユニット数は変わらない。 全時間受講とみなして可
					31分～ 3時間30分	3時間29分 ～ 30分	未受講時間を除いて ユニット計算、部分受講 (3～1ユニット)
					3時間31分～	29分未満	ユニット換算できないため ユニット付与不可

● 認定プログラムの対象時間に 1 分～59 分があり、切上げ切捨てでユニット換算している場合

未受講時間が認定プログラムの対象時間の 1 割、または 15 分(CPDS規定) のどちらか少ない時間を超えているかないいかで対応は異なる。

(規定時間 15 分を基準とする場合)

	対象時間	1割		規定(15分)	未受講時間	受講時間	結果
例 ②	2 時間 40 分 (160 分) (3 ユニット)	40 分	>	15 分	～15 分	2 時間 25 分以上	規定内(15 分以内)の未受講時間なので、全時間受講とみなして可
					16 分～ 2 時間 10 分	2 時間 24 分 ～ 30 分	未受講時間を除いてユニット計算、部分受講(2～1 ユニット)
					2 時間 11 分～	29 分未満	ユニット換算できないためユニット付与不可

(対象時間の 1 割の時間を基準とする場合:実際の受講時間でユニット計算)

	対象時間	1割		規定(15分)	未受講時間	受講時間	結果
例 ③	2 時間 20 分 (140 分) (2 ユニット)	14 分	<	15 分	～14 分	2 時間 6 分以上	全時間受講とみなして可
					15 分～50 分	2 時間 5 分 ～ 1 時間 30 分	未受講時間を除いてもユニット数変わらない。 全時間受講とみなして可
					51 分～ 1 時間 50 分	1 時間 29 分 ～ 30 分	未受講時間を除いてユニット計算、部分受講(1 ユニット)
					1 時間 51 分～	29 分未満	ユニット換算できないためユニット付与不可

(参考)オンライン講習のカメラ不具合があった場合

カメラのみ不具合により、主催者側で受講者のモニタ確認はできないが、チャット、電話等で学習確認はできていることが必須条件です。

学習の確認ができていない場合は、ユニット登録はできません。

カメラ不具合が解消した時点のスクリーンショット保存し、認定プログラムの全受講分のスクリーンショットと一緒に、資料として提示してください。

スクリーンショットの提示がない場合は、学習確認ができていても、オンライン受講者としてのユニット登録はできません。

不具合の時間によって、以下ご対応ください。

① 開始から30分以内にカメラ不具合が解消し、以降終了まで、モニタ確認ができる場合、または、回復した時間から以降終了までの時間でユニット計算をしても、ユニット数が全時間受講者と変わらない場合

「全時間受講者」として他受講者と同時に、認定プログラム(全時間受講)の代行申請をしてください。

解消時のスクリーンショットの該当受講者に印をつけて、余白に「カメラ不具合あり、ここから回復」等、ご事情を明記してください。

認定プログラムの資料として、対応詳細をご提示いただけましたら、講習終了後の電話連絡は不要です。

※カメラ不具合のあった受講者のユニット計算に不明点がございましたら、CPDS までお問合せください。

② 開催時間中、30分以上カメラ不具合が発生した（開催時間内、一部、カメラによるモニタ確認ができていた）場合

「全時間受講者」とみなすことができないため、認定プログラム(全時間受講)の代行申請はできません。

学習している時間が30分以上確認できた場合のみ、以下の対応をしてください。

解消時のスクリーンショットの該当者に印をつけて、余白に「カメラ不具合あり、ここから回復。受講証明証発行済」等、ご事情を明記してください。

該当の受講者が、ユニットを希望する場合は、受講者氏名と受講時間を明記(プログラム番号やユニット数は空白のまま)した受講証明書の発行をしてください。

主催者代行ではなく、受講者からの申請になる旨、ご説明ください。

認定プログラムの資料として、対応詳細をご提示いただけましたら、講習終了後の電話連絡は不要です。

③ 開催時間内ずっと、カメラ不具合が解消しなかった(まったくカメラによるモニタ確認ができなかった)場合

モニタ確認ができないため、オンライン受講者としてはお認めできません。30 分以上の学習の確認ができている場合のみ、学習時間を対象として、「インターネット学習(形態コード 403)」の受講として審査をすることが可能です。

該当の受講者が、ユニットを希望する場合は、受講者氏名と受講時間を明記(プログラム番号やユニット数は空白のまま)した受講証明書の発行してください。

主催者代行ではなく、受講者からの申請になる旨、ご説明ください。

認定プログラムの全時間受講者のスクショ登録・代行申請の際、PDF 資料等で、イレギュラー対応で受講証明書を発行した受講者氏名、その内容を資料で提示してください。

認定プログラムの資料として、イレギュラー対応の詳細をご提示いただけましたら、講習終了後の電話連絡は不要です。